

農業振興地域整備計画再編事業について

1. 事業目的

- ・ 現行の旧市町村単位の 15 計画を行政区単位の 8 計画に再編（統合）
- ・ あわせて、管理システムを導入しデジタル化を図り、一筆単位の計画管理を実現
- ・ これにより、計画管理の精度向上・効率化を図る。

2. 事業期間

R2 年度 ～ R4 年度（3 か年事業）

R2 年度：土地基盤情報の整備

R3 年度：基礎調査資料の作成、管理システムの導入（本庁のみ）

R4 年度：整備計画書（8 計画）の作成、管理システムの機能追加（各区への導入）

3. R4 年度業務内容

- (1) 農業振興地域整備計画書作成（8 計画）
- (2) 農用地利用計画作成（8 計画）
- (3) 附図作成（8 計画）
- (4) 県担当部局との計画変更協議・法定手続き
- (5) 管理システムの改修

4. 業務スケジュール

R2年度		R3年度		R4年度										R5年度					
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4			
① 基礎調査				② 整備計画書【案】作成		③ 県頭出し協議		④ 関係機関意見照会 (農委・JA・土改)		⑤ 県事前相談		⑥ 法第11条公告・縦覧		⑦ 県法定協議		⑧ 法第12条公告		⑨ 再編後8計画運用開始	

5. 整備計画書【案】への意見聴取等について

- (1) 県担当部局頭出し協議（上記 4 の②）〔農振法第 13 条第 4 項、県事務処理要領〕
法の定めによる協議（上記 4 の⑥）を前提として、県の技術的助言を受ける。
- (2) 関係機関意見聴取（上記 4 の③）〔農振法施行令第 3 条、同法施行規則第 3 条の 2〕
関係する農業協同組合、土地改良区、農業委員会の意見を聴く。
- (3) 市農業振興地域整備審議会〔市附属機関設置条例第 2 条・第 3 条・別表〕
整備計画の樹立並びに計画の推進に関する事業に関して必要な事項を調査審議することを所掌事務としている。
 - ① 委員のご意見を伺いたく、本日 8 整備計画書【案】を配布します。
 - ② ご意見があれば、8/19（金）迄にご提出ください。
 - ③ 意見書の様式は、後日メール送信します。